

令和 7 年第 1 回君津市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 1 7 日

君 津 市

令和 7 年第 1 回君津市議会定例会付議議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 2 号	君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	3
議案第 3 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 10 号）についての専決処分の承認を求めることについて	7
議案第 4 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 11 号）	別冊
議案第 5 号	令和 6 年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度君津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 号	君津市犯罪被害者等支援条例の制定について	1 1
議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 7
議案第 10 号	君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第 11 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
議案第 12 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
議案第 13 号	一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3 3
議案第 14 号	君津市税条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第 15 号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
議案第 16 号	君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 5
議案第 17 号	君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
議案第 18 号	君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	7 3

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 9 号	君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 7
議案第 2 0 号	財産の無償貸付について	8 1
議案第 2 1 号	市道路線の変更について	8 5
議案第 2 2 号	損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて	8 7
議案第 2 3 号	令和 7 年度君津市一般会計予算	別冊
議案第 2 4 号	令和 7 年度君津市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 2 5 号	令和 7 年度君津市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 2 6 号	令和 7 年度君津市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 2 7 号	令和 7 年度君津市農業集落排水事業会計予算	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について	9 3
報告第 2 号	専決処分の報告について	9 5
報告第 3 号	専決処分の報告について	9 7
報告第 4 号	専決処分の報告について	9 9
報告第 5 号	専決処分の報告について	1 0 1

議案第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市宿原

氏 名 伊 藤 修 一（70 歳）

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 2 号

君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市老人憩いの家すえよしを廃止するに当たり、君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年君津市条例第 2 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

君津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成 10 年君津市条例第 2 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 1 0 号）についての専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子



専 決 処 分 書

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 1 0 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第 2 号

令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第 8 号

君津市犯罪被害者等支援条例の制定について

君津市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的に推進するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に基づき、市における犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者又はその関係者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、市内におい

て犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「早期援助団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(7) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ない理由により住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

(8) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において活動する者をいう。

(9) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じること

のないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の推進）

第8条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

（早期援助団体への支援）

第9条 市は、犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第10条 市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者（当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。）に対し、規則の定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（転居費用の助成）

第11条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者が犯罪行為の被害を受けたことにより当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難となり、転居しなければならなくなったときは、規則の定めるところにより、当該転居（最初の転居に限る。）に要した費用の一部を助成するものとする。

（支援の制限）

第12条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 0 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

議案第 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行により、刑の種類の中の懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、条例の規定を整理するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(君津市環境保全条例の一部改正)

第2条 君津市環境保全条例（平成15年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第59条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第3条 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成24年君津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(君津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 君津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年君津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を

改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例第２１条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 10 号

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年君津市条例第 42 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年君津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を行うため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る請求について当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

固定資産評価員の業務を常勤の職員が行うこととするため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 9 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価員の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県人事委員会の給与勧告を踏まえた給与制度の見直しを行うとともに、医療職の職員の給与等に関する規定を削るため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）、職員の旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 23 号）、職員の定年等に関する条例（昭和 59 年君津市条例第 15 号）、一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 10 年君津市条例第 1 号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）、特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年君津市条例第 32 号）、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年君津市条例第 32 号）及び一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年君津市条例第 25 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「、初任給調整手当」を削る。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

給料表は、行政職給料表（別表第 1）とする。

第 4 条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの」を「職務の級が 7 級以上である職員」に改める。

第 1 0 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については 1 人につき 6, 5 0 0 円（職務の級が 8 級である職員にあっては 3, 5 0 0 円）とする。

第 1 0 条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 削除

第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 2 0 条を次のように改める。

第 20 条 削除

第 20 条の 2 第 1 項中「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第 21 条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 3 級以上である職員及び医療職給料表の適用を受ける職員」を「職務の級が 3 級以上である職員」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項、第 22 条の 3 第 2 項及び第 22 条の 4 第 2 項中「別表第 5」を「別表第 4」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項中「、第 10 条から第 11 条の 2 まで並びに第 20 条」を「並びに第 10 条」に改め、同条第 2 項中「、第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条の 2 及び第 20 条」を「、第 11 条の 2 及び第 12 条の 2」に改める。

附則第 23 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和 59 年君津市条例第 15 号）」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 の給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	220,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	221,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	223,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	224,300	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	225,600	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	226,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	227,800	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	228,900	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	230,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	231,500	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	233,000	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	234,500	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	236,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	237,500	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	239,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	240,500	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	242,000	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	243,400	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	244,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	246,200	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	247,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	248,600	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	249,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	251,000	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	252,100	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	253,200	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	254,300	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	255,400	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	256,400	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	257,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	258,400	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	259,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	260,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	261,300	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	262,200	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	263,100	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	263,900	306,500	354,300	375,600	405,400	448,200	
	38	235,400	264,700	307,800	355,700	376,800	406,000	448,600	
	39	236,400	265,500	309,100	357,100	378,000	406,500	449,000	
	40	237,300	266,300	310,400	358,500	379,100	406,900	449,300	
	41	238,200	267,000	311,700	360,000	380,200	407,300	449,600	
	42	239,100	267,800	313,000	360,800	381,400	407,500	450,000	

任期 付職員及 び定 年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の職 員	43	239,900	268,600	314,300	361,800	382,600	407,800	450,300
	44	240,700	269,300	315,400	362,800	383,700	408,100	450,600
	45	241,400	270,000	316,300	363,700	384,800	408,400	450,900
	46	242,000	270,800	317,600	364,800	386,000	408,700	
	47	242,600	271,600	318,900	365,700	387,200	409,000	
	48	243,200	272,300	320,200	366,700	388,300	409,300	
	49	243,800	273,000	321,400	367,600	389,400	409,500	
	50	244,400	273,800	322,700	368,300	390,600	409,800	
	51	245,000	274,600	323,900	369,000	391,800	410,100	
	52	245,500	275,300	325,100	369,600	392,900	410,400	
	53	246,000	276,000	326,400	370,000	394,100	410,600	
	54	246,400	276,700	327,500	370,600	395,300	410,900	
	55	246,700	277,400	328,600	371,300	396,500	411,200	
	56	247,000	278,100	329,700	372,000	397,500	411,500	
	57	247,300	278,800	330,400	372,300	398,600	411,700	
	58	247,600	279,500	331,300	373,000	399,800	412,000	
	59	247,900	280,200	332,000	373,700	400,900	412,300	
	60	248,200	280,900	332,800	374,300	402,000	412,500	
	61	248,500	281,500	333,600	374,600	402,700	412,700	
	62	248,800	282,200	334,000	375,100	403,400	413,000	
	63	249,100	282,800	334,600	375,700	404,100	413,300	
	64	249,400	283,500	335,300	376,300	404,800	413,500	
	65	249,700	284,100	336,100	376,600	405,400	413,700	
	66	250,000	284,800	336,800	377,200	406,000	414,000	
	67	250,300	285,400	337,500	377,900	406,500	414,300	
	68	250,600	286,100	338,100	378,500	406,900	414,500	
	69	250,900	286,700	338,600	378,900	407,300	414,700	
	70	251,200	287,400	339,200	379,400	407,500	415,000	
	71	251,500	288,000	339,700	380,000	407,800	415,300	
	72	251,800	288,500	340,300	380,500	408,100	415,500	
	73	252,100	289,000	340,600	381,000	408,400	415,700	
	74	252,400	289,600	341,100	381,600	408,700		
	75	252,700	290,100	341,500	382,100	409,000		
	76	253,000	290,700	341,900	382,400	409,300		
	77	253,300	291,200	342,300	382,800	409,500		
	78	253,600	291,700	342,800	383,300	409,800		
	79	253,900	292,300	343,300	383,700	410,100		
	80	254,200	292,900	343,800	384,100	410,400		
	81	254,500	293,400	344,100	384,500	410,600		
	82	254,800	293,900	344,500	385,000	410,900		
	83	255,100	294,300	344,900	385,400	411,200		
	84	255,400	294,600	345,300	385,800	411,500		
	85	255,700	294,800	345,600	386,100	411,700		
	86	256,000	295,100	346,000	386,600			
	87	256,300	295,300	346,400	387,000			
	88	256,600	295,600	346,800	387,400			
	89	256,900	295,800	347,000	387,700			

	90	257, 200	296, 000	347, 400					
	91	257, 500	296, 300	347, 800					
	92	257, 800	296, 500	348, 200					
	93	258, 100	296, 800	348, 400					
	94		297, 100	348, 800					
	95		297, 400	349, 200					
	96		297, 700	349, 500					
	97		298, 000	349, 800					
	98		298, 300	350, 200					
	99		298, 600	350, 600					
	100		299, 000	351, 000					
	101		299, 200	351, 500					
	102		299, 400	351, 900					
	103		299, 700	352, 300					
	104		300, 100	352, 700					
	105		300, 300	353, 200					
	106		300, 600	353, 600					
	107		301, 000	353, 900					
	108		301, 400	354, 200					
	109		301, 600	354, 700					
	110		301, 900						
	111		302, 200						
	112		302, 500						
	113		302, 700						
	114		303, 000						
	115		303, 300						
	116		303, 600						
	117		303, 800						
	118		304, 200						
	119		304, 600						
	120		304, 900						
	121		305, 100						
	122		305, 300						
	123		305, 600						
	124		306, 000						
	125		306, 200						
任期 付職員		194, 500	230, 000	261, 600	292, 100	306, 400	330, 200	371, 000	411, 200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「1 行政職給料表級別基準職務表」を「行政職給料表級別基準職務表」に改め、同表の 2 の表を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とし、別表第 5 を別表第 4 とする。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「及び医療職給料表 1 級以上の職務の級にある者」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年君津市条例第 1 5 条）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「（診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）」を削る。

（一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第 4 条 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

別表 5 の項中 (4) の目を削り、(5) の目を (4) の目とし、(6) の目を (5) の目とする。

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 5 条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「から第 1 1 条の 2 まで、第 1 9 条第 1 項、第 2 0 条及び第 2 2 条」を「、第 1 0 条、第 1 1 条の 2 及び第 1 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 2 条、第 3 条、第 1 9 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項」を「第 1 9 条第 2 項、第 2 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 1 条第 2 項並びに第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改め、「第 2 条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期

付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）」を「任期付職員条例」に改め、「採用された職員」と」の次に「、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と」を加え、「とする」を「と、第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

（特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

第6条 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第1項第1号に掲げる」を「第4条第1項に規定する」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2号及び第3号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第3条第5項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、同条第6項中「、第10条から第11条の2まで並びに第20条」を「並びに第10条」に改める。

附則第5条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年君津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、君津市任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が8級である職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表（附則第2項）

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

議案第 14 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、条例の規定を整理するため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 62 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 削除

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 62 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の君津市税条例第 24 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

議案第 15 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正に伴い、手数料の新設及び額の改定をするため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項及び 5 の項中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同表 6 の項中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める。

第 2 条 君津市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「3 7 の項」を「3 6 の項」に改める。

別表第 2 の 2 の項金額の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| (1) 確認の申請に係る計画に建築基準法
第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合
ア 建築物を建築する場合（この目のイに掲げる場合及び移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 9 , 0 0 0 円、3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 1 9 , 0 0 0 円、1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 3 3 , 0 0 0 円、2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 4 3 , 0 0 0 円、3 0 0 平方メートルを超えるときは 1 件につき 7 1 , 0 0 0 円
イ 確認を受けた建築物の計画を変更 |
|--|

して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計が30平方メートル以内のときは1件につき9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき71,000円

ウ 建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合（この目のエに掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の合計が30平方メートル以内のときは1件につき9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、

300平方メートルを超えるときは
1件につき71,000円

エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の合計が30平方メートル以内のときは1件につき9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき71,000円

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）にあっては、この目のアからエまでに定める額に、32の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。

(2) 確認の申請に係る計画に建築基準法

第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、この項の(1)で定める額に、当該昇降機について、2 の 2 の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額の合計を加算した額とする。

別表第 2 の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

2 の 2 建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（この項の(2)に掲げる場合を除く。） ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1 基につき 2 2, 0 0 0 円 イ 小荷物専用昇降機 1 基につき 8, 0 0 0 円 (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1 基につき 1 0, 0 0 0 円 イ 小荷物専用昇降機 1 基につき 6, 0 0 0 円
---	--

別表第 2 の 3 の項中「8, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に、「4, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同表 4 の項金額の欄を次のように改める。

(1) 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 2 2, 0 0 0 円、3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のときは
--

1 件につき 28,000 円、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のときは 1 件につき 38,000 円、200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のときは 1 件につき 53,000 円、300 平方メートルを超えるときは 1 件につき 86,000 円

イ 建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の合計が30平方メートル以内のときは1件につき22,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき28,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき38,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき53,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき86,000円

ウ 中間検査をした建築物の完了検査を行うときに中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定める場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき35,000円、

200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき50,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき83,000円 (2) 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、この項の(1)で定める額に、当該昇降機について、4の2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額の合計を加算した額とする。
--

別表第2の4の項の次に次の1項を加える

4の2 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき36,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき20,000円
--	--

別表第2の5の項中「9,000円」を「22,000円」に改め、同表6の項中「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「31,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を「40,000円」に、「33,000円」を「57,000円」に改め、同表中6の3の項を6の4の項とし、6の2の項を6の3の項とし、6の項の次に次の1項を加える。

6の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における確認の申請又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における計画の	120,000円
---	----------

通知（同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）に係る建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	
--	--

別表第 2 の 2 9 の項(1)の目中「（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「（ 3 4 の項及び 3 7 の項」を「（ 3 4 の項」に改め、同目イ中「 3 4 の項及び 3 7 の項」を「 3 2 の項及び 3 4 の項」に改め、同項(2)の目ア(ア)及び(イ)中「ときにあっては」を「場合にあっては」に改め、同目ア(イ)を同目ア(ウ)とし、同目ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法（以下「誘導仕様・計算併用法」という。）による場合にあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 2 5, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 2 8, 0 0 0 円

別表第 2 の 2 9 の項(2)の目イ中「住戸部分」を「住宅部分」に改め、同目イ(ア)及び(イ)中「ときにあっては」を「場合にあっては」に改め、同目イ(イ)を同目イ(ウ)とし、同目イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合にあっては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 5 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは 8 4, 0 0 0 円
--

別表第 2 の 2 9 の項(2)の目ウ中「ときにあっては」を「場合にあっては」に改め、同項(3)の目中「非住宅建築物とに」を「非住宅部分とに」に改め、同表 3 2 の項中「第

「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に、「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 2 条第 2 項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅のとき

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下「仕様基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 1 7, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 1 9, 0 0 0 円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法（以下「仕様・計算併用法」という。）による場合にあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 2 5, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 2 8, 0 0 0 円

ウ その他の場合にあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 3 4, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 3 7, 0 0 0 円

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分のとき（共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除

いた面積)

ア 仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円

イ 仕様・計算併用法による場合にあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは50,000円、300平方メートル以上のときは84,000円

ウ その他の場合にあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは67,000円、300平方メートル以上のときは112,000円

(3) 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する非住宅建築物（以下「特定非住宅建築物」という。）又は複合建築物の特定非住宅建築物部分のとき

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上のときは26,000円

イ その他の場合にあっては、1件につ

き床面積の合計が３００平方メートル未満のときは２３，０００円、
３００平方メートル以上のときは
３０，０００円

- (4) 特定非住宅建築物以外の非住宅建築物（以下「一般非住宅建築物」という。）又は複合建築物の一般非住宅建築物部分のとき

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、１件につき床面積の合計が３００平方メートル未満のときは８５，０００円、
３００平方メートル以上のときは
１０８，０００円

イ その他の場合にあっては、１件につき床面積の合計が３００平方メートル未満のときは２２１，０００円、
３００平方メートル以上のときは
２７７，０００円

- (5) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物

と、その他の場合にあつては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
--

別表第2の33の項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に、「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に改め、同表34の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項(1)の目中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項(2)の目ア(ア)及び(イ)中「ときにあつては」を「場合にあつては」に改め、同目ア(イ)を同目ア(ウ)とし、同目ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合 にあつては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは25,000円、200平方メートル以上のときは28,000円
--

別表第2の34の項(2)の目イ(ア)及び(イ)中「ときにあつては」を「場合にあつては」に改め、同目イ(イ)を同目イ(ウ)とし、同目イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合 にあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは50,000円、300平方メートル以上のときは84,000円
--

別表第2の34の項(2)の目ウ中「ときにあつては」を「場合にあつては」に改め、同項(3)の目中「非住宅建築物とに」を「非住宅部分とに」に改め、同表35の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表36の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表37の項を次のように改める。

37 削除	
-------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項（これらの規定を第 87 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者が、施行日前において建築物の建築、大規模の修繕若しくは模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手している場合に係る別表第 2 の 2 の項、3 の項、4 の項、5 の項及び 6 の項の規定の適用については、第 2 条の規定による改正後の君津市手数料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 16 号

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 22 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めると

きは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 4 項中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国民健康保険料水準の県内統一に向け、国民健康保険税率を令和 11 年度までに千葉県が算定する市町村標準保険料率と同等となるよう段階的に改定するため、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和４６年君津市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「７．３」を「７．４３」に改める。

第５条中「２０，０００円」を「２１，０００円」に改める。

第６条第１号中「２４，０００円」を「２５，０００円」に改め、同条第２号中「１２，０００円」を「１２，５００円」に改め、同条第３号中「１８，０００円」を「１８，７５０円」に改める。

第７条中「１．８」を「１．９８」に改める。

第８条中「１０，０００円」を「１２，０００円」に改める。

第９条中「１．８」を「１．９４」に改める。

第１０条中「９，９００円」を「１０，０００円」に改める。

第２２条第１項第１号ア中「１４，０００円」を「１４，７００円」に改め、同号イ(ア)中「１６，８００円」を「１７，５００円」に改め、同号イ(イ)中「８，４００円」を「８，７５０円」に改め、同号イ(ウ)中「１２，６００円」を「１３，１２５円」に改め、同号ウ中「７，０００円」を「８，４００円」に改め、同号エ中「６，９３０円」を「７，０００円」に改め、同項第２号ア中「１０，０００円」を「１０，５００円」に改め、同号イ(ア)中「１２，０００円」を「１２，５００円」に改め、同号イ(イ)中「６，０００円」を「６，２５０円」に改め、同号イ(ウ)中「９，０００円」を「９，３７５円」に改め、同号ウ中「５，０００円」を「６，０００円」に改め、同号エ中「４，９５０円」を「５，０００円」に改め、同項第３号ア中「４，０００円」を「４，２００円」に改め、同号イ(ア)中「４，８００円」を「５，０００円」に改め、同号イ(イ)中「２，４００円」を「２，５００円」に改め、同号イ(ウ)中「３，６００円」を「３，７５０円」に改め、同号ウ中「２，０００円」を「２，４００円」に改め、同号エ中「１，９８０円」を「２，０００円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，０００円」を「３，１５０円」に改め、同号イ中「５，０００円」を「５，２５０円」に改め、同号ウ中「８，０００円」を「８，４００円」に改め、同号エ中「１０，０００円」を「１０，５００円」に改め、同

項第2号ア中「1, 500円」を「1, 800円」に改め、同号イ中「2, 500円」を「3, 000円」に改め、同号ウ中「4, 000円」を「4, 800円」に改め、同号エ中「5, 000円」を「6, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 9 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年君津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示（旧松丘中学校）

(1) 土地

所在地	地積
君津市広岡 9 4 9 番 1 の一部	1 , 2 5 2 m ² の一部
君津市広岡 9 4 9 番 2 の一部	1 1 2 m ² の一部
君津市広岡 9 4 9 番 3 の一部	4 3 6 m ² の一部
君津市広岡 9 5 0 番 1 の一部	7 3 7 m ² の一部
君津市広岡 9 5 0 番 2	7 9 m ²
君津市広岡 9 5 1 番 1	4 5 9 m ²
君津市広岡 9 5 1 番 2	1 3 2 m ²
君津市広岡 9 5 2 番 2 の一部	1 2 5 m ² の一部
君津市広岡 9 5 2 番 3	4 4 9 m ²
君津市広岡 9 5 2 番 4 の一部	1 2 5 m ² の一部
君津市広岡 9 5 9 番 1 の一部	4 9 0 m ² の一部
君津市広岡 9 5 9 番 2 の一部	9 2 m ² の一部
君津市広岡 9 6 0 番の一部	5 1 9 m ² の一部
君津市広岡 9 6 1 番	8 2 3 m ²
君津市広岡 9 6 2 番	9 4 8 m ²
君津市広岡 9 6 3 番	4 7 9 m ²
君津市広岡 9 6 4 番の一部	1 5 5 m ² の一部

君津市広岡 9 6 5 番 1	3 6 m ²
君津市広岡 9 6 5 番 2 の一部	1 5 5 m ² の一部
君津市広岡 9 6 5 番 3	6 2 m ²
君津市広岡 9 6 6 番	7 0 4 m ²
君津市広岡 9 6 7 番の一部	8 8 9 m ² の一部
君津市広岡 9 6 7 番 2 の一部	6 2 m ² の一部
君津市広岡 9 7 1 番の一部	3 6 0 m ² の一部

(2) 建物

所在地 君津市広岡 9 9 4 番地

種類	構造	延べ床面積
特別教室棟	木造平家建	3 2 0 m ²
音楽室棟	木造平家建	1 0 2 m ²
特別教室棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	4 9 9 m ²
普通教室棟	木造平家建	3 5 8 m ²
管理教室棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	1 , 3 6 4 m ²
渡り廊下	木造平家建	5 2 m ²
倉庫	木造平家建	2 m ²
シャワー室	木造平家建	6 m ²

(3) その他

ア バックネット

イ 野球ベンチ

ウ 自転車置き場

エ その他工作物及び附帯設備

2 貸付の相手方 神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目 2 番 3 7 号

株式会社テラ

代表取締役 佐藤 渉

3 貸付の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 2 1 号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	旧新 別	起 点	終 点	主たる 経過地
正木、梅ノ木台線	旧	君津市正木字林 1 2 8 番 4 地先	君津市正木字梅ノ木台 8 4 番 2 地先	
	新	君津市正木字古栗 3 3 番地先	君津市正木字梅ノ木台 8 4 番 2 地先	

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 22 号

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子



専 決 処 分 書

市道で発生した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及び和解について

千葉地方裁判所木更津支部令和6年（ワ）第47号損害賠償請求事件について、裁判所からの和解勧告に基づき、訴訟上の和解をしたいので、損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 事件の概要

令和5年4月2日、君津市尾車704番地先、市道尾車・馬登線を走行中に、道路上の陥没部分があったことにより、車両を損傷し、運転手が負傷したことについて、市に対して1,876,328円を求めて、訴えを提起したもの。

2 当事者

原告 個人（袖ヶ浦市在住、運転者）

個人（袖ヶ浦市在住、車両所有者）

三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎

被告 君津市

3 和解の内容

- (1) 君津市は、原告・個人（運転者）に対し、本件事故に関する損害賠償として、250,000円を支払う。
- (2) 君津市は、原告・個人（車両所有者）に対し、本件事故に関する損害賠償として、550,000円を支払う。
- (3) 君津市は、原告・三井住友海上火災保険株式会社に対し、本件事故に関する損害賠償として、550,000円を支払う。
- (4) 原告らは、その余の請求をそれぞれ放棄する。
- (5) 君津市と原告らは、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 6 年 10 月 16 日、午後 3 時頃、君津市上新田 118 番 41 地先で発生した物損事故。 職員が法定外道路の整備作業中に、重機のアーム部を同道路に隣接する相手方所有の家屋に接触させ、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、143,000 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和 7 年 1 月 10 日

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和6年11月15日、午前8時20分頃、君津市貞元1091番1地先で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が市道を走行中に、側溝に設置した鉄板が跳ね上がり、車両下部に当たり、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（車両所有者、君津市在住） 個人（運転者、君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、車両所有者に対し、409,922円を支払う。 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、運転者に対し、38,780円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和7年1月29日

令和7年2月17日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和6年12月11日、午後1時20分頃、君津市法木作1丁目5番16号付近で発生した交通事故。 本市所有の普通乗用車が駐車場から出庫する車両の進路を確保するため後退したところ、後方にいた軽乗用車と接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（木更津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故のうち車両損傷に係る損害賠償金として、相手方の損害213,180円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和7年2月6日

令和7年2月17日提出

君津市長 石井宏子

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、令和5年第4回君津市議会定例会において議決を経て締結した工事請負契約に係る変更契約について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

工 事 名	大和田・坂田小学校統合施設整備給排水衛生設備工事
工 事 場 所	君津市坂田523番地
契 約 の 金 額	変更前 220,660,000円 変更後 229,970,400円 増 額 9,310,400円 (いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
契 約 の 相 手 方	君津市外箕輪二丁目24番3号 株式会社協同建設 代表取締役 鶴岡 慎一郎
変 更 の 理 由	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額
専 決 年 月 日	令和7年1月15日

令和7年2月17日提出

君津市長 石 井 宏 子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、令和 6 年第 1 回君津市議会定例会において議決を経て締結した工事請負契約に係る変更契約について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

工 事 名	川俣大橋橋梁補修工事
工 事 場 所	君津市川俣旧川俣地先
契 約 の 金 額	変更前 178,090,000 円 変更後 183,558,100 円 増 額 5,468,100 円 (いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
契 約 の 相 手 方	千葉県千葉市中央区弁天一丁目 29 番 11 号 化工建設株式会社 代表取締役 石塚 武
変 更 の 理 由	(1) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額 (2) 防護柵部材取替の種類と数量の増量による増額 (3) 施工期間が短縮されたことによる減額
専 決 年 月 日	令和 7 年 1 月 21 日

令和 7 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子